

## 特別警報等の発表（発令）および公共交通機関の運休に伴う授業等の取り扱い

## 1. 特別警報、避難指示等の発表・発令時における授業等の取り扱い

松山市に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発表された場合、または学校の所在地（松山市辻町）に「避難指示」が発令された場合、当日の授業等は次のとおり取り扱う。

警報等発表（発令）状況	授業等の取り扱い
午前7時の時点で「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「避難指示」が発令（発令）中、または午前9時までに発表（発令）された場合	1限、2限の授業を休講とする
午前11時の時点で「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「避難指示」が継続中の場合	3限目以降の授業を休講とする
午前11時までに「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「避難指示」が解除された場合	3限目から授業を実施する
授業実施時間帯に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「避難指示」が発令（発令）された場合	直ちに授業を中止する

※全国瞬時警報システム（Jアラート）により緊急情報が伝達された場合や不測の事態が生じた場合、各自において情報内容を確認し、身の安全を図ることを最優先にするものとする。

※暴風を伴わない警報（例えば「大雨警報」、「大雨洪水警報」等）は原則として休講としない。ただし、気象の状況によっては、校長の判断により休講とする場合がある。

※松山市以外に学生が居住しており、その地域または通学時に経由する地域に「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「避難指示」のいずれかが上記のとおり発令されたため、授業に出席できなかった場合は、「公欠」扱いとする。

※上記以外の場合または特別の事情がある場合、校長の判断により授業等の休講を含む措置をとる場合がある。

## 2. 公共交通機関の運休に伴う授業等の取り扱いについて

自然災害やストライキ等のため、伊予鉄道の電車およびJR四国（松山駅発着の列車）がすべて運休になった場合、当日の授業等は次のとおり取り扱う。

公共交通機関の運休状況	授業等の取り扱い
午前7時の時点で運休の場合	1限・2限目の授業を休講とする
午前11時の時点で運休の場合	終日休講とする
午前11時までに運行開始の場合	3限目から授業を実施する
授業実施時間帯に運行が停止された場合	その後を開始する授業を休講とする

※一部の区間が運行しているため休講とならない場合で、他の公共交通機関が利用できない地域のため通学が不可能と認められた場合に限り、「公欠」扱いとする。この場合、公欠の申請に「運休証明書」または「遅延証明書」等（交通機関発行のもの）を添付する。

以上